

第6章

計画の推進体制



1 連携・協働によるプランの推進

本プランを実行性のあるものとして着実に推進していくためには、行政はもちろんのこと、市民や団体、事業所の役割を明確にし、連携・協力体制のもと、市全体で総合的・計画的に推進していくことが重要です。

また、プランの進捗状況についても、定期的に把握・評価し、今後の施策推進に反映させていく体制を整備することが重要です。

(1) 庁内の推進体制

男女共同参画に関する取り組みは多岐にわたっています。男女共同参画の実現をめざす上では、市職員一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、全庁的な協力体制を築きながら取り組みを進めていく必要があります。

職員に対し、男女共同参画の視点を浸透させるとともに、生涯学習課を中心として関係課と連携を図り、横断的に取り組む組織を立ち上げます。

(2) 市民協働による推進体制

行政と市民・関係団体・事業者などが連携し、積極的に進めていくためには、市民協働によるプランの推進体制・進行管理体制を確立する必要があります。

計画期間中の男女共同参画推進会議（仮称）の立ち上げをめざし、推進にあたっては推進会議の意向を十分尊重しながら施策への反映を図っていきます。

(3) 市民、事業者、関係団体との連携

市民、行政、事業所、関係団体の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

地域や市全体が様々な分野で活発な活動が行えるよう、団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。

具体的には、課題解決に向けた情報共有に努めるとともに、女性の会やえみの会をはじめとする様々な関係団体等と連携した事業を行い、男女共同参画意識の高揚を図ります。

2 プランの進捗管理

(1) 指標の設定

基本目標ごとに成果指標・活動指標の設定を行い、毎年事業の実績などを把握することにより、成果を客観的に把握します。

(2) プランの進捗管理

プランに掲げた個々の取り組み内容の実績状況を、毎年、把握・点検・評価します。また、結果を「男女共同参画推進会議（仮称）」に報告し、プランの実効性を高めるための提言をいただくことで、着実なプランの推進を図ります。

■ プランの推進体制

